

区画整理事業に伴う通学区域の変更について

(1) 主旨

運動公園周辺地区区画整理事業に伴い、現在の通学区域境が街区に跨ることになるため、通学区域の軽微な変更を行い、通学区域を整理するものである。

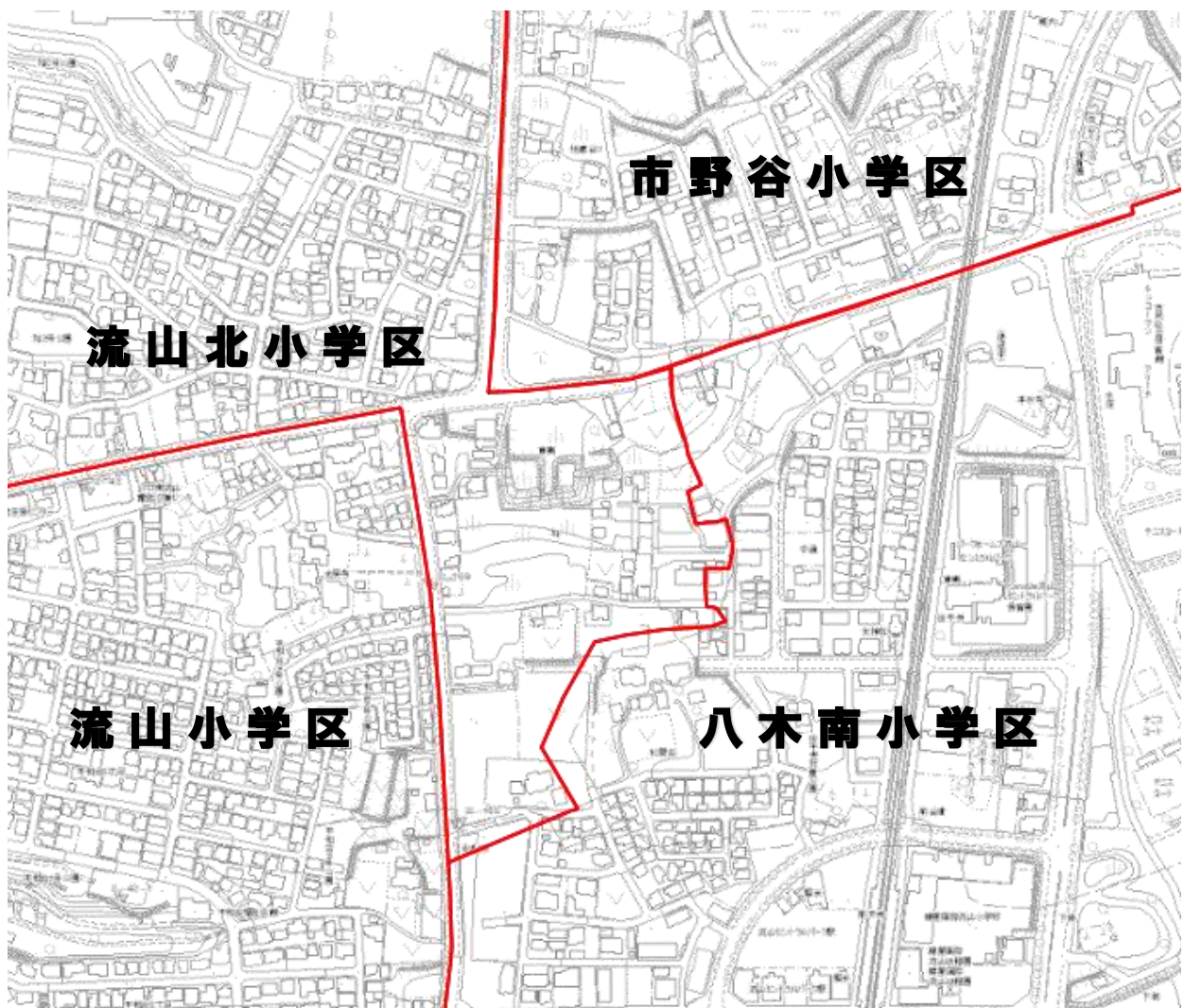
(2) 通学区域変更に関わる学校

- ・流山北小学校
- ・八木南小学校
- ・南部中学校
- ・八木中学校

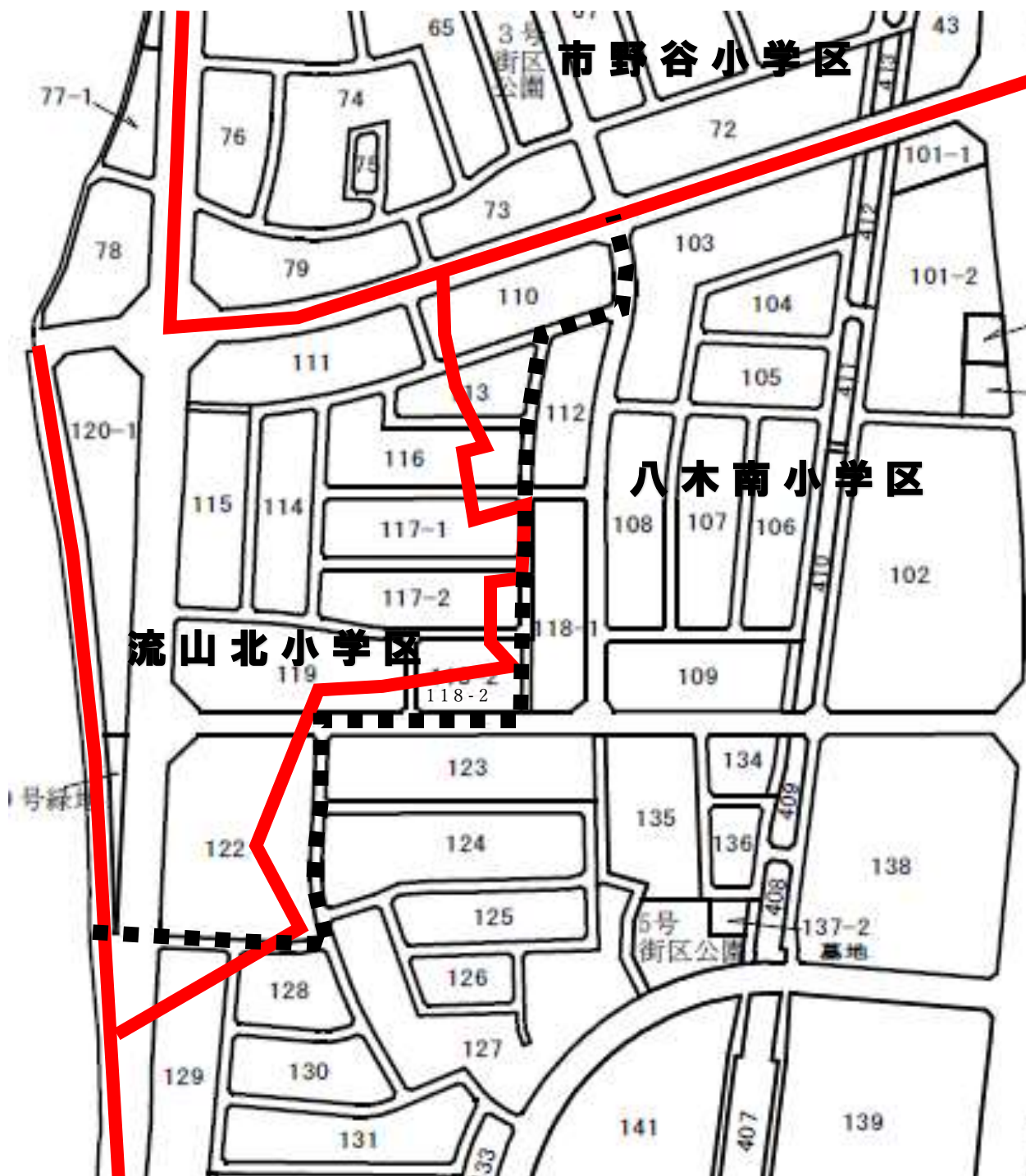
(3) 通学区域変更に関わる住所

- ・大字加（流山北小学区・南部中学校区）
- ・後平井（八木南小学区・八木中学校区）

(4) 現在の通学区域図



(5) 変更後の通学区域(案)



旧通学区域境 —————
新通学区域境 ■■■■■■■■
(流山北小と八木南小の境)

(6) 通学区域が変更になる街区

[1 1 0 街区、1 1 3 街区、1 1 6 街区、1 1 7 - 1 街区、
1 1 7 - 2 街区、1 1 8 - 2 街区、1 1 9 街区、1 2 2 街区、
1 2 9 街区] の一部

(7) 指定学校が変更になる児童・生徒について

- ・ 八木南小学区⇒流山北小学区への変更
(在校生1名、新入生1名、計2名)【1 1 8 - 2 街区】
- ・ 中学生については該当なし(令和6年9月10日現在)

(8) 指定学校変更の対応について

今回の変更において、指定学校が変更になった児童・生徒については、引き続き在籍の学校に通い続けることができるように対応する。また、旧学区境に居住の児童・生徒については、今後も指定学校の変更ができるように、柔軟に対応をする。

前提として、今回、通学区域が変更になる予定の地域については、令和6年4月に市野谷小学校が開校した際に、全域が市野谷小学校への許可区域として設定されている(次ページ参照)。この許可区域については、引き続き継続していくこととなる。

(9) 今後のスケジュール(予定)

令和6年11月	通学区域審議会
令和7年1月	教育委員会議における報告
令和7年3～4月	通学区域変更(予定)

(10) 市野谷小学校への許可区域図(令和6年4月～)

